

JFEスチール株式会社「JFE扇島火力発電所更新計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年9月9日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、JFEスチール株式会社「JFE扇島火力発電所更新計画環境影響評価準備書」について、JFEスチール株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：神奈川県川崎市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出力：19万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 9月 5日
環境大臣意見受理	平成26年10月24日
経済産業大臣意見発出	平成26年11月 5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 3月10日
意見の概要等受理	平成27年 5月20日
東京都知事意見受理	平成27年 8月11日
神奈川県知事意見受理	平成27年 8月12日
経済産業大臣通知発出	平成27年 8月26日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成28年 2月12日
意見の概要等受理	平成28年 4月20日
東京都知事意見受理	平成28年 8月10日
神奈川県知事意見受理	平成28年 8月17日
環境大臣意見受理	平成28年 8月18日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 9月 9日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、温室効果ガスの排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策、貴重種である植物の移植等の環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

① 本事業の発電設備は、副生ガスの性質、発電規模、竣工に至るスケジュール等を勘案した上で、高効率コンバインドサイクル発電方式を採用することとしており、本発電設備の優先的な運用を通じて、最大限、現状と比べて二酸化炭素排出量を低減するよう取り組むこと。併せて、送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。

② 本事業の発電設備は自家発電設備であり、発電した電力は主に自家消費をするため、省エネ法に基づく事業者の判断の基準上の「電力供給業を行っている工場の火力発電設備」に該当しないことに鑑み、①を含めた二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を計画的に進めるとともに、今後見直される日本鉄鋼連盟の低炭素社会実行計画の下で更なる取組を検討し、評価書以降もその取組内容及び状況を可能な限り毎年度自主的に公表すること。

また、2030年度の二酸化炭素排出量の達成に向けて、本事業者全体で、副生ガスを更に有効利用することにより一層の二酸化炭素排出量削減を実現する対応を検討し、適切な範囲で実施するとともに、今後、地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、必要な対策を講ずること。

③ 本事業の発電設備は省エネ法に基づく事業者の判断の基準上の「電力供給業を行っている工場の火力発電設備」には該当しないが、売電割合の増加等により仮に省エネ法に基づく事業者の判断の基準上の「電力供給業を行っている工場の火力発電設備」に該当することとなった場合には、省エネ法の枠組みに従って適切に二酸化炭素排出量の削減に取り組むこと。

④ 他事業者に供給する余剰電力について、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、高度化法では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者の現状程度のカバー率（販売電力ベースで99%）の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給するよう努め、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

⑤ 地球温暖化対策計画に位置付けられた「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期的な目標に鑑み、国の二酸化炭素回収・貯留

(Carbon Dioxide Capture and Storage ; CCS) 等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について所要の検討を行うこと。

- ⑥ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

(2) 大気環境

- ① 対象事業実施区域の周辺は、二酸化窒素をはじめ大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点が存在し、大気環境の改善が必要な地域であることから、本事業の工事の実施及び施設の稼働に伴う大気質への環境影響の回避・低減が図られるよう、本事業者の所属するかわさき自動車環境対策推進協議会における取組を推進するとともに、地元自治体との協定を遵守し、本発電所での発電に当たっては、大気汚染物質排出量の少ない発電設備の優先的な稼働及び排煙脱硝装置等の維持管理の徹底等の大気汚染物質排出削減対策を図ること。
- ② 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に係る最新の知見を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、発電用燃料となる副生ガスに含まれる水銀については、集じん装置の適切な維持管理により、可能な限り取り除くこと。

(3) 水環境

対象事業実施区域の周辺海域は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であることから、新設される排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(4) 植物

発電設備計画地内に貴重種であるクゲヌマランが確認されたことから、専門家の意見を踏まえた移植及びモニタリングを行うとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。